

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○北海道病院事業会計に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の名称及び位置並びにこれらの店舗において取り扱わせる事務の範囲の一部改正……（道立病院室）	101
○漁港区域内の放置禁止区域等の指定の一部改正……………（漁港漁村課）	101
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	101
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	102
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	102
○海岸保全区域の指定の一部改正……………（砂防災害課）	102
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………（都市環境課）	103
○特定調達契約に係る入札の公告……………（住宅課）	103

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	104
------------------------	-----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	105
----------------------	-----

道公安委員会告示

○行政不服審査法による公示送達……………	106
----------------------	-----

告 示

北海道告示第141号

昭和62年北海道告示第1446号（北海道病院事業会計に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の名称及び位置並びにこれらの店舗において取り扱わせる事務の範囲）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 出納取扱金融機関の表中
「北見中央支店 収納及び道立北
見病院の支払 を「北見中央支店 収納及び道立北
見病院の支払 」に改める。
苫小牧北支店 収納及び道立苦

小牧病院の支払」

北海道告示第142号

平成16年北海道告示第485号（漁港区域内の放置禁止区域等の指定）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

音標漁港（枝幸町）の項中「第1船揚場、第2船揚場、第1漁船保管施設用地及び第2漁船保管施設用地」を「船揚場及び漁船保管施設用地」に改める。

浜鬼志別漁港（猿払村）の項中「島堤、外防波堤、東防波堤、島堤東端北側角と外防波堤西端西側角」を「第2西防波堤、第2東防波堤、第1東防波堤、第2西防波堤東端北側角と第2東防波堤北端北側角」に改める。

東浦漁港（稚内市）の項中「船揚場及び第2漁船保管施設用地」を「第1船揚場、第2船揚場、第1漁船保管施設用地、第2漁船保管施設用地及び第3漁船保管施設用地」に改める。

幌泊漁港（礼文町）の項中「西防波堤、」を削る。

追直漁港（室蘭市）の項中「東防波堤、西防波堤、島防波堤①、西防波堤西端北側角と島防波堤①南端西側角を結ぶ直線、島防波堤①北端東側角と－3.0m岸壁北端を結ぶ直線及び陸岸で囲まれた別図に示す」を「東防波堤①、東防波堤①東端南側角と東防波堤②西端南側角を結ぶ直線、東防波堤②、西防波堤①、西防波堤②、西防波堤西端北側角と島防波堤①南端西側角を結ぶ直線、島防波堤①、島防波堤②、島防波堤③、島防波堤③西端北側角と東側防波堤東端南側角を結ぶ直線、東側防波堤、西側防波堤西側防波堤北端東側角と外護岸北端西側角を結ぶ直線及び陸岸で囲まれた別図に示す水域並びに内護岸136.14メートルの別図に示す幅員30.0メートルの」に改める。

登別漁港（登別市・白老町）の項中「西防波堤、東防波堤南端西側角と西防波堤南端南側角を結ぶ直線」を「東防波堤南端西側角と東防波堤先端部突堤西端南側角を結ぶ直線、東防波堤先端部突堤西端北側角と西防波堤南端南側角を結ぶ直線、西防波堤」に改める。

雄武漁港（雄武町）の項中「東護岸、」を削る。

北海道告示第143号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成26年2月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 北斗市戸切地52の15（次の図に示す部分に限る。）
2 指 定 の 目 的 水源の^{かん}涵養

3 指 定 施 業 要 件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び北斗市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第144号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年2月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 苫小牧市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 石狩市・白老郡白老町（以上1市1町について次の
の所在場所 図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林 雨竜郡幌加内町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
幌加内町（次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第145号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を上ノ国町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成26年北海道告示第84号のとおりである。

平成26年2月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者
檜山郡上ノ国町字小森319所在の森林について所有権を有する 伊藤 重親

北海道告示第146号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成26年2月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

7 根室沿岸海岸保全区域の表根室沿岸の(3)別海海岸の別海町の項海岸保全区域の欄中13の事項を14の事項とし、5の事項から12の事項までを1事項ずつ繰り下げ、4の事項の次に次の1事項を加える。

- 5 次の基点Aから基点Iまでの各点を順次に結んだ線、基点Aと補点①とを結んだ線、補点①から補点⑤までの各点を順次に結んだ線及び基点Iと補点⑤とを結んだ線によって囲まれた区域
- 基点A 二級基準点H21-2-N1（座標値X=-42467.648 Y=+81106.386）から方向角165度53分18秒の方向34.965メートルの地点
- 基点B 基点Aから方向角97度57分02秒の方向12.681メートルの地点
- 基点C 基点Bから方向角99度21分25秒の方向42.869メートルの地点
- 基点D 基点Cから方向角99度43分53秒の方向43.780メートルの地点
- 基点E 基点Dから方向角100度40分17秒の方向42.128メートルの地点
- 基点F 基点Eから方向角101度32分36秒の方向45.725メートルの地点
- 基点G 基点Fから方向角102度25分21秒の方向183.114メートルの地点
- 基点H 基点Gから方向角102度08分18秒の方向28.159メートルの地点
- 基点I 基点Hから方向角103度04分38秒の方向120.524メートルの地点
- 補点① 基点Aから方向角192度25分22秒の方向86.071メートルの地点
- 補点② 基点Dから方向角188度01分03秒の方向117.269メートルの地点
- 補点③ 基点Gから方向角230度27分58秒の方向117.189メートルの地点
- 補点④ 基点Hから方向角196度47分18秒の方向87.811メートルの方向
- 補点⑤ 基点Iから方向角192度27分11秒の方向89.599メートルの方向

北海道告示第147号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成26年2月25日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 施 行 者 の 名 称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・15号福住・桑園通）
- (3) 事業施行期間 平成12年8月25日から平成35年3月31日まで
- (4) 事業地（収用の部分） 変更なし
- 2 (1) 施 行 者 の 名 称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・3・7号西7丁目通）
- (3) 事業施行期間 平成12年8月25日から平成33年3月31日まで
- (4) 事業地（収用の部分） 変更なし
- 3 (1) 施 行 者 の 名 称 札幌市

- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・200号新琴似第1横通）
- (3) 事業施行期間 平成13年4月13日から平成27年3月31日まで
- (4) 事業地（収用の部分） 変更なし
- 4 (1) 施 行 者 の 名 称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（7・5・30号新琴似5番通）
- (3) 事業施行期間 平成13年4月13日から平成27年3月31日まで
- (4) 事業地（収用の部分） 変更なし

北海道告示第148号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年2月25日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
道営住宅管理システム端末機器の賃貸借 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 機器等仕様書による。
- (3) 契 約 期 間 平成26年4月1日から平成30年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納 入 場 所 機器等仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め

るところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成26年2月25日（火）から同年3月4日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部住宅局住宅課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道建設部住宅局住宅課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎9階建築局入札室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部住宅局住宅課） (2) 入札日時 平成26年3月14日（金）午後1時30分（送付による場合は、同日午前10時までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 平成25年3月12日付け北海道告示第145号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道建設部住宅局住宅課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/index.htm）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否	落札者の決定方法は次によることとし、契約者の作成は要する。 有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（1月当たり単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たり単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たり単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道建設部住宅局住宅課 (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-231-4111 内線 29-532 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 6, Printer 19, Bar Code Reader 19 1 set B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., March 14, 2014 (If mailed, bids must arrive no later than 10 : 00 A.M., March 14, 2014) C Contact : Housing Division, Bureau of Housing, Department of Construction, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-231-4111
	総合振興局告示及び振興局告示 北海道後志総合振興局告示第29号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成26年2月25日 北海道後志総合振興局長 宮 川 秀 明 1 落札に係る物品等の名称及び数量 ロータリ除雪車（1.5m／800t） 1台 （ロータリ除雪車（100PS）1台と交換） 2 落札を決定した日 平成26年2月14日

3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社日本除雪機製作所 (2) 住 所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号 4 落札金額 16,695,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成26年1月17日付け北海道後志総合振興局告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 小樽市奥沢1丁目21番1号	いこと。 (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成26年2月25日（火）から同年3月14日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁日高教育局告示第3号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成26年2月25日 北海道教育庁日高教育局長 北 村 善 春 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 ア A重油その1（平取養護学校静内ベテカリの園分校） 42,900リットル イ A重油その2（平取養護学校） 137,400リットル ア及びイについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 J I S規格1種2号 (3) 契 約 期 間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の購入（油脂・燃料類）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されてい	(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道日高合同庁舎地下会議室 （送付による場合は、郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室） (2) 入 札 日 時 平成26年3月25日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月24日（月）午後4時までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 平成25年9月6日付け北海道教育庁日高教育局告示第23号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う

郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道教育庁日高教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hdk/>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- | | | |
|-------|---|-----------------------------|
| (1) 名 | 称 | 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室 |
| (2) 所 | 在 | 地 |
| | | 郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号 |
| | | 電話番号 0146-22-9485 |

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Fuel oil A (JIS class 1, No.2) 42,900 liters
- b Fuel oil A (JIS class 1, No.2) 137,400 liters

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., March 25, 2014

(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., March 24, 2014)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Hidaka District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Sakaeoka-higashi-dori 56, Urakawa-cho, Urakawa-gun, Hokkaido 057-8558 Japan
Phone : 0146-22-9485

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第26号

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条において準用する同法第42条第2項ただし書及び第3項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成26年2月25日

北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

(1) 異議申立書記載の住所

札幌市白石区東札幌4条2丁目4-12 四条マンション105

(2) 異議申立人

鈴木 則和

2 公示事項

異議申立人が、行政不服審査法第6条の規定に基づき、平成25年10月28日（郵便の消印日同年10月27日）付けで当公安委員会に提起した異議申立てについて、当公安委員会は、同年12月18日付けで決定をしたが、異議申立人に決定書の謄本を送付することができない。よって、当該決定書の謄本は、当公安委員会（北海道警察本部警務部監察官室）で保管し、いつでもこれを交付するから、異議申立人は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。